

児童に対する「わいせつな行為」の根絶に向けた神川小学校校内ルール

- 1 教室（特別教室等含む）では、外から見えない状態で児童と 1 対 1 にならないようにします。教室等のドアを開放し、複数人での指導・相談を心がけます。やむを得ない場合は、管理職や学年主任に連絡の上、指定された場所で行うようにします。
- 2 教室や特別教室など、室内の管理を適正に行います。
 - ・戸の小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰もが見えるようにします。
 - ・特別教室は原則として施錠せず、複数人で利用します。
- 3 児童や保護者とは、私的な電話・メール・SNS等によるやり取りはしません。
- 4 安全確保・健康管理・教育活動上必要な場合以外、児童の身体への接触はしません。
- 5 教育目的以外はもちろん、教育目的でも不必要的児童の撮影や録画を行いません。
- 6 教育目的外で、児童に性に関する話を話題にしたり質問したりすることはしません。
- 7 わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じたりするときは、躊躇することなく、学年主任や管理職に報告します。
- 8 校内相談窓口は、いじめ・セクハラ等相談窓口と同じく、保健室とします。